

第24号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「環境生活部環境政策課」の次に「若しくは廃棄物対策課」を加える。

第23条第1項中「健康福祉部障害者福祉課」を「健康福祉部障がい福祉課」に改める。

第29条第1項中「、健康福祉部地域福祉課」及び「（健康福祉部地域福祉課に勤務する職員にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村に派遣されている職員に限る。）」を削る。

第34条第1項及び第35条第1項中「又はわかしまね」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。